令和元年度補正予算　事業承継トライアル実証事業（後継者教育実施企業）　公募

**公 募 要 領**

2020年4月

事業承継トライアル実証事業事務局

**目次**

1. **事業名称**
2. **実証事業の目的**
3. **実証事業実施スキーム**
4. **後継者教育実施企業の事業概要**
   1. **後継候補者への教育の実施**
   2. **教育実施結果の記録・管理**
   3. **メンターとの面談及び教育状況の報告**
   4. **教育結果の取り纏め、最終報告**
5. **後継者教育実施企業の事業実施期間**
6. **応募の資格要件**
   1. **応募企業の属性**
   2. **応募企業の経営状況及び事業承継への展望**
   3. **事業の円滑な実施への協力**
7. **実証事業の流れと実施期間**
8. **契約の要件**
9. **応募手続き**
   1. **募集期間**
   2. **応募書類**
   3. **応募書類の提出先**
10. **審査・選考**
    1. **審査方法**
    2. **加点事由**
    3. **採択結果の通知**
11. **後継候補者とのマッチング**
    1. **採択企業が後継候補者を雇用するまでの流れ**
    2. **一次面談対象者の選定**
    3. **面談イベントの開催**
    4. **個別面談の実施**
    5. **後継候補者の雇用／事務局との委託契約の締結**
12. **事業の対象経費**
13. **反社会的勢力との関係がないことの誓約**
14. **問い合わせ先等**
15. **その他**
16. **事業名称**

令和元年度補正予算　事業承継トライアル実証事業

1. **実証事業の目的**

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である。しかし、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業の経営者は約245万人と見込まれており、うち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が後継者未定となることが見込まれている。この現状の改善に努めないと、中小企業の廃業の急増により、令和7年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。従って、政府は、令和7年までの10年程度を「事業承継の集中実施期間」とし、事業承継の支援を実施している。  
　こうした支援施策のうち、特に後継者不在中小企業の事業承継を行うに当たっては、後継候補者の選定およびその者が優れた経営者となるための後継者教育が必要であるが、現状はそうした機会を得る中小企業は多くないため、結果として後継者育成に関するノウハウが中小企業に蓄積されていないことが、円滑な事業承継を実現する阻害要因となっている。こうした問題点の解決に繋げるべく、本事業では、後継者不在中小企業と、事業承継の意向を有する経営者候補人材のマッチングを通じて、後継者不在中小企業が第三者を後継候補者として事業承継に向けた準備を行う経験値の蓄積と、その結果として得られる後継者教育の「型」を、多くの後継者不在中小企業における共有知として情報発信し、最終的に後継者教育未経験の中小企業の円滑な事業承継実現の橋頭堡を構築することを目的として、実証事業を行う。

1. **実証事業実施スキーム**

本事業は、中小企業庁より事業承継トライアル実証事業事務局（以下、事務局）が委託を受け、申請をおこなった後継者不在中小企業を審査・選考し、選考の結果採択された後継者不在中小企業による後継候補者人材の雇用を以て、事務局より当該企業に対し、事業の一部を「後継者教育実施企業」として再委託を行う形式で実施する。



1. **後継者教育実施企業の事業概要**
   1. **後継候補者への教育の実施**

後継者教育実施企業は、予め作成した後継者教育の計画に則って後継候補者への教育を実施する。後継者教育は、以下の形態・内容で実施されるものとする。

社内外環境での実地訓練 (OJT)

* 後継候補者に対し、段階的に経営へ関与させることを目的として、自社の経営環境、事業内容、外部環境、ステークホルダー等を理解させる。

社外研修(Off-JT)

* 後継候補者に対し、自社の経営を担うにあたり不足している専門知識等を修得させる。
* 事業の開始は後継者教育実施企業と後継候補者との間で雇用契約が締結されていることを前提とする。
* 後継候補者の雇用形態については、正規雇用を原則とする。
  1. **教育実施結果の記録・管理**

後継者教育実施企業は、後継候補者に対し実施した教育の結果・効果を、事務局が提供する所定の様式に記録し、管理をおこなう。

* 教育の内容の記録は、必要に応じて補足資料を作成する。
  1. **メンターとの定期面談及び教育状況の報告**

後継者教育実施企業の経営者、及び後継候補者は、事務局から派遣されるメンターと、定期的に面談を実施する。また、後継者教育の進捗状況を双方より報告する。経営者は、メンターから助言を受け、教育の軌道修正が必要な場合は柔軟な対応を行う。

* メンターは月1回程度の訪問を想定。
  1. **教育結果の取り纏め、最終報告**

後継者教育実施企業は、事業実施期間の終了日までに、経営者および後継候補者双方の視点から後継者教育の効果及び結果をとりまとめ、報告書を作成し、事務局に提出する。

1. **後継者教育実施企業の事業実施期間**

契約締結日～2021年2月14日

1. **応募の資格要件**
   1. **応募企業の属性**

本事業に応募をおこなう中小企業（以下、応募企業）は、以下の（1）～（5）の要件を満たしていること。加えて、建設業、製造業、卸売業、小売業を主たる事業として営む中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業者」という）であることが望ましい。（中小企業者の要件については後述の【対象となる中小企業者】を参照）

1. 応募企業は、日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。

* 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「３０条４５規定区分」の項目が明記された住民票を添付すること。

1. 応募企業の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
2. 応募企業は、法令順守上の問題を抱えていないこと。
3. 応募企業は、経済産業省から補助金指定停止措置または指名停止措置が講じられていないこと。
4. 応募企業の事業が、以下のいずれにも合致しないこと。
5. 公序良俗に反する事業
6. 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定される各営業を含む）

【対象となる中小企業者】

中小企業基本法第２条に準じて、以下のとおり本事業における中小企業者を定義する。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類 | 定　義 |
| ①建設業 | 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主 |
| ②製造業 | 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主 |
| ③卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主 |
| ④小売業 | 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人事業主 |
| ⑤その他業種 | サービス業は、資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主  その他（①～④を除く）、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社  又は　常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主 |

* 製造業のうち、ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金３億円以下又は従業員９００人以下
* ただし、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
* 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（＊）が所有している中小企業者
* 発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業（＊）が所有している中小企業者
* 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者
* 大企業とは、上記で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
* 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
* 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
  1. **応募企業の経営状況及び事業承継への展望**

本事業の対象となる応募企業は、（1）～（4）の要件を満たしていること。

1. 以下の状況等により、後継者を外部から招聘しない限り、近い将来廃業を余儀なくされる可能性があること。

* 親族や企業の役員・従業員等、身近な環境に後継候補者となりうる者がいない。
* 企業/事業売却の意思がない。

1. およそ5年を目途に、自社を後継候補者に承継する意思があること。

* 経営権のみの承継、経営権と所有権の承継等を本事業の対象として認める。

1. 自社を承継するに相応しい後継者像、及び当該後継者を自社の事業承継に至らせるまでの展望を一定程度明確にしていること。
2. 外部より招聘した後継候補者を雇用する意思決定ができ、また中長期的に雇用できる財務基盤を有すること。
   1. **事業の円滑な実施への協力**

事業の対象となる応募企業は、（1）～（4）の要件を満たしていること。

1. 後継候補者への教育を効果的に行うに相応しい環境を整えられること。

例）

* 定期的な個別面談や会議、同行訪問等を通じ、経営者が直接、後継者の育成に関わること。（例：週次で経営者と後継候補者の定例会を設定し、特命タスクの進捗に対するコミュニケーションを実施、等）
* 後継候補者の勤務環境について、通常業務とは別に自社の事業理解を進めるための育成時間を確保する意思があること。
* 経営者及び後継者は、事務局が開催する共通研修に、可能な限り参加すること。
* 経営者及び後継者は、事務局が開催するネットワーキングの場に積極的に参加すること。

1. 事務局から派遣するメンターの要求事項に対し、できうる限り協力すること。
2. 本事業に関係した、ヒアリング・アンケート等による調査に協力すること。
3. 本事業年度終了以降に、後継者の育成状況等に関する後年報告を求めた場合、これに協力すること。
4. **実証事業の流れと実施期間**

本実証事業における後継者教育実施企業の後継者教育実施期間は、後継候補者の雇用を条件とする再委託の開始より最長で2021年2月14日までとする。



* 「**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した緊急事態宣言**」に伴い、マッチングの開始時期、後継者教育実施期間を変更する場合がある。

1. **契約の要件**
2. 契約形態：事務局との委託契約（中小企業庁からの再委託契約）
3. 採択件数：60件程度
4. 予算規模：採択1件につき140万円（税抜）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約  
   　　　　　金額については、事務局と調整したうえで決定することとする。
5. 成果物の納入：定期報告書、最終報告書の電子媒体各1部を事務局に納入。

* 電子媒体を納入する際、事務局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付きPDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
* 定期報告書の提出頻度は、約1ヵ月毎を想定。

1. 委託金の支払時期：委託金の支払いは、事業終了後の精算払いとなる。
2. 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出される最終報告書に基づき原則として現地  
   　　　　　　　　　調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって  
   　　　　　　　　　実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての  
   　　　　　　　　　支出には、その収支を明らかにした教育実施記録、帳簿類及び領収書等  
   　　　　　　　　　の証拠書類の提出が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に  
   　　　　　　　　　審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合が  
   　　　　　　　　　ある。
3. **応募手続き**
   1. **募集期間**

募集開始日：2020年4月1日（水）

募集締切日：2020年5月29日（金）（事務局必着）

* 1. **応募書類**

以下の書類を1つの封筒に入れること。

共通の申請様式

* + - * 申請書（様式1）＜1部＞
      * 後継者人材要件書（様式2）＜1部＞
      * 育成計画書（様式3）＜1部＞
      * 誓約書兼同意書（様式4）＜1部＞
      * 応募書類チェックリスト（様式5）＜1部＞

別添資料（法人の場合）

* + - * 直近3期分の決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表）＜1部＞
      * 直近1期の法人税税務申告書の写し＜1部＞
      * 登記事項証明書（現在事項全部証明書）＜1部＞
      * その他、加点に資する参考資料、事業内容がわかる資料等（任意提出）

別添資料（個人事業主の場合）

* + - * 直近3期分の決算報告書（損益計算書、貸借対照表）の写し又は、所得税青色申告決算書の写し、又は収支内訳書の写し＜1部＞
      * 直近1期分の税務署の受領印が押印された確定申告書Bの写し＜1部＞
      * 税務署の受領印が押印された個人事業の開業・廃業等届出書（控用、開業時に提出したもの）の写し＜1部＞
      * その他、加点に資する参考資料、事業内容がわかる資料等（任意提出）
* 様式1～3については、補足資料等による提出も可とする。但し、各様式で記入必須としている情報に抜け漏れがないようにすること。
* 提出した応募書類等の機密保持について事務局は十分配慮する。なお、応募書類は返却しない。採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となることについて予め了承のうえ応募すること。
* 本事業において提出を求めた情報は、承諾を得たうえで、一部加工等により匿名性を確保し、公表を行う場合がある。
* 応募書類等の作成費は本事業の対象とする経費に含まれない。
* 後継者人材要件書、育成計画書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、応募企業の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、当該企業の採択結果を取り消す場合がある。
  1. **応募書類の提出先**

応募書類は郵送により募集締切日までに以下の宛先に提出すること。

＜事業承継トライアル事務局＞

**【提出物】応募書類一式《各1部》**

〒１００－８３６３   
東京都千代田区丸の内３－２－３　丸の内二重橋ビルディング DTFA内

『事業承継トライアル事務局　後継者教育実施企業担当窓口』宛

TEL：０７０－１７３６－４３３３／０９０－９８３８－４５９５

※電話受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00　（土・日・祝日を除く）

E-mail：js-trial@tohmatsu.co.jp

* FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならないため、記入要領等を熟読の上、注意して応募書類の記入すること。
* 募集締切日を過ぎてからの提出は受け付けない。郵送の場合、配達の都合で募集締切日中に届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

1. **審査・選考**
   1. **審査方法**

選考にあたっては（1）（2）の基準に基づき、事務局で審査を行い決定する。

1. 資格審査（すべての申請）

主に「6. 応募の資格要件」を満たしているかを審査する。

1. 書面審査（(1)資格審査を通過した申請）

事務局が配置する審査員が育成計画等の提出された書類の内容を、下記の着眼点に基づき審査する。

* 1. 後継候補者を承継に至らせるまでの計画が明確であること。
  2. 後継候補者として相応しい人材の要件が明確であること。
  3. 後継者教育の支出費用が教育の期待効果に見合うものとなっていること。
  4. 後継候補者へ提示予定の雇用条件が常識的な内容であること。
* 募集締切日以降に、必要に応じ応募の内容に関して事務局より問い合わせる場合がある。
* 事業承継予定期間の長短等の区分による選別を行う場合がある。
  1. **加点事由**

応募内容が（1）（2）のいずれかの要件を満たしている場合は、審査において加点することとする。それぞれ該当することを証する書類を提出すること。

1. 事業承継計画書の提出があること
2. 経済産業大臣が選定する「地域未来牽引企業」である等、地域への貢献があること

* 証する資料の提出ではなく、内容を評価する。
  1. **採択結果の通知**

審査・選考の結果として本事業に採択された応募企業（以下、採択企業）については、事務局より当該採択企業に対して個別にその旨を通知する。

* 採択企業は、採択された結果のみをもって本事業の委託契約の対象とはならず、マッチング（後述）を経て、後継候補者を雇用した時点で委託契約の対象となる。
* 採択後に、採択企業において「6. 応募の資格要件」を充足しない事実が判明した場合は、当該企業の採択結果を取り消す場合がある。

1. **後継候補者とのマッチング**
   1. **採択企業が後継候補者を雇用するまでの流れについて**

本事業におけるマッチングとは、事務局が後継者を希望する経営人材を公募し、これを採択企業と引き合わせるなどして、採択企業が外部招聘した第三者を後継候補者として雇用するための機会を創出するものである。「11.2 一次面談対象者の選定」「11.3 面談イベントの開催」「11.4 個別面談の実施」の2つのステップを経て、採択企業は自社を引き継ぐ後継候補者を選定する。

* 採択企業が後継候補者を雇用するにあたり、事務局等への紹介手数料等の支払いは発生しない。
  1. **一次面談対象者の選定**

事務局は、採択企業が提出した後継者人材要件書と、公募のあった経営人材の情報を突合し、適合度の高い経営人材を複数名抽出したのち、採択企業に対して書面で提示する。

採択企業は、書面情報から自社への適合度があると感じる経営人材を複数名選定（以下、一次面談対象者）し、事務局に結果を連絡する。

事務局は、採択企業が選定した一次面談対象者の情報を基に、企業と人材が一堂に会し面談を行う面談イベントを開催する。

* 1. **面談イベントの開催**

採択企業は、事務局が開催する面談イベントに参加し、一次面談対象者と面談し、一次面談通過者を決定する。

* 「**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した緊急事態宣言**」に伴い、面談イベントの日程を白紙としている。応募後に追って事務局より応募企業に面談イベントの候補日を提示し、参加可能日程を確認する。
* 採択企業の決定後、事務局は、事前に確認した参加可能日程を踏まえ、開催場所、面談日、及びタイムテーブルを調整し、採択企業に通知する。
* 一次面談対象者との面談は、採択企業の経営者自らが実施すること。
* 「10.審査・選考」を通過した採択企業は必ず最低1回は面談イベントに参加すること。
* 一次面談では複数名を通過させたのち、個別面談で更に深く話をする機会を設けて見極めを行うことを推奨する。
* 一次面談期間中に、その合否に関わらず、採用候補者へ事務局を通さずに個別に連絡をしないこと。
  1. **個別面談の実施**

採択企業は、一次面談を通過した後継候補者との個別面談を自社拠点等において実施する。必要に応じ複数回の面談を経て、雇用を行う後継候補者を決定し、マッチングを成立させる。

* 雇用を行う後継候補者は原則として1名とする。
* 一次面談を通過した後継候補者との面談は、採択企業の経営者自らが実施すること。
* 雇用にあたっては後継候補者の意思も尊重される。後継候補者が面談、雇用を辞退する可能性もあることに留意。
* 個別面談は8月中旬、遅くとも下旬までに完了させる。採択企業・後継候補者双方の合意形成ののち、後継候補者が入社に至るまでに数週間を要する場合があるため、可能な限り短期間で面談を進めることが肝要。
* 個別面談の完了期限内にマッチング成立に至らなかった採択企業は、委託契約の対象外となる。
* 旅費・交通費等をはじめ、面談実施に関連した採択企業・後継候補者が負担する費用は、本事業の支給対象外とする。
* 雇用に至らなかった後継候補者に対し、事後に個別に連絡を取ることは禁止する。
  1. **後継候補者の雇用/事務局との委託契約の締結**

個別面談を通じて1名の後継候補者とマッチングが成立した採択企業は、当該後継候補者と雇用契約を締結する。その後、事務局と採択企業の間で委託契約を締結し、採択企業は後継者教育を開始する。

* 原則として、事務局と採択企業間の委託契約の締結期限は10月15日とする。
* 後継候補者側の事情により、委託契約の締結期限までに雇用契約の締結が難しい場合、状況が明らかとなり次第速やかに事務局に報告する。内定承諾書の取り交わし、及び事務局が提示するその他の条件の遵守を前提に、事務局と採択企業間の委託契約を認める場合がある。
* 事務局との委託契約が締結されない場合、育成費用の支払やメンターの派遣といった事務局からのサポートは受けられない。

1. **事業の対象経費**

本事業の対象とする経費は、後継者教育の遂行に直接必要な経費及び最終報告書の作成に必要な経費であり、具体的には以下の通り。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| Ⅰ.後継者教育 | 後継者教育の必要となる、交通費、外部講習費、外注費 |
| 旅費 | 社内外環境での実地訓練 (OJT)、社外研修(Off-JT)に必要な国内出張及び海外出張に係る、後継候補者の経費（交通費・宿泊費・日当）   * 後継者教育のみを目的としており、尚且つ現経営者の同行が必須である場合、当該旅費についても申請可能 |
| 会議費・謝金 | 後継者教育の遂行に必要な業務の一部において、外部専門家に講演や原稿執筆・研究協力を依頼した場合に支払う会議費・謝金   * 後継者教育のみを目的としており、尚且つ現経営者の同行が必須である場合、当該旅費についても申請可能 |
| 外注費 | 後継者教育の遂行に必要な業務の一部において、外部専門家への外注（委託・請負）を行った際に支払う経費   * 後継候補者が事業計画書の作成を行う際に、士業専門家等から支援を受ける場合等を想定している |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの  例）  後継候補者が受講した外部研修・講習会や資格試験に係る費用、  及び、教育に係る本や書籍の購入費用   * 外部研修・講習会の単価は20,000円/時間以内であること |
| Ⅱ.最終報告書作成 | 最終報告書の作成に必要となる人件費、補助員人件費、外注費 |

* 本事業の対象経費は、委託契約締結日以降に発注等が行われた教育事業に係る経費が対象となるため、委託契約締結日以前に発生した経費（例 「11.3面談イベントの開催」への参加や「11.4個別面談の実施」に付随して発生した旅費、等）は、原則として対象とならない。
* 各々の経費の経理処理は、「経済産業省委託事業事務処理マニュアル」に記載の基本的考え方に則り処理を行う必要があることに留意すること。
* 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または報告内容のねつ造といった不正行為等が発見された場合、事務局は、委託費の返還等をはじめとして厳格な措置を講じる。

1. **反社会的勢力との関係がないことの誓約**

応募する際に反社会的勢力との関係が無いことを様式4『「後継者教育委託業務」実証事業に係る誓約書兼同意書」において誓約すること。

1. 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言う

１．暴力団

２．暴力団員

３．暴力団準構成員

４．暴力団関係企業

５．総会屋等

６．社会運動等標ぼうゴロ

７．特殊知能暴力集団等

８．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

（イ） 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

（ロ） 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

（ハ） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

（ニ） 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

（ホ） その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

1. 応募企業（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、事務局は委託契約を行わない。また、委託契約締結後に判明した場合、事務局は当該応募者の委託契約を取り消す。
2. また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、（２）と同様の取扱とする。

１．暴力的な要求行為

２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて中小企業庁の信用を棄損し、または中小企業庁の業務を妨害する行為

５．その他の前各号に準ずる行為

1. **問い合わせ先等**
   1. **本事業の問い合わせ先**

**事業承継トライアル事務局**

電話連絡先

070-1736-4333

※繋がりにくい場合は以下の電話番号におかけください。

090-9838-4595

お問い合わせ受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00　（土・日・祝日を除く）

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

メール連絡先

js-trial@tohmatsu.co.jp

* 1. **事業承継に係る各種相談先**

**＜Ｍ&Ａ、事業承継に関するご相談はこちら＞**

全国の事業引継ぎ支援センター

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/140409jigyou.pdf

**＜事業承継税制・金融支援に関するご相談はこちら＞**

各都道府県の相談窓口

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170131madoguchi1.pdf

**＜事業承継に向けた事業の「見える化」「磨き上げ」に関するご相談はこちら＞**

全国のよろず支援拠点

<http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>

1. **その他**
   1. **小規模企業共済のご案内**

小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。いわば、「経営者の退職金制度」です。

掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。掛金は税法上、全額が課税対象となる所得から控除されます。

* 小規模企業共済の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

* 1. **ローカルベンチマーク（企業の健康診断ツール）**

ローカルベンチマークは、経営状態がWEBで簡単に自己チェックできます。

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。

具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標）と「非財務情報」（４つの視点※）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気付き、早期の対話や支援につなげていくものです。

* 6つの指標：①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）
* 4つの視点：①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目
* ローカルベンチマークの詳細については、下記ホームページをご参照ください。  
  <http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/>
  1. **経営セーフティ共済のご案内**

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸し付けを受けることができます。

* 経営セーフティ共済の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/index.html>

* 1. **個人情報の管理**

ご提供いただいた個人情報は、必要な範囲内でデロイトトーマツグループにて共有・管理され、法令等により求められる場合を除き、当事業の達成や関連する情報提供等の目的以外には使用されません。

* デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

|  |
| --- |
| お問い合わせ、応募方法等の相談・連絡 |
| 事業承継トライアル事務局  070-1736-4333  ※繋がりにくい場合は以下の番号におかけください  090-9838-4595  お問い合わせ受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00  （土・日・祝日を除く）  ※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします  js-trial@tohmatsu.co.jp |